

福井県法人会連合会女性部会連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は福井県法人会連合会女性部会連絡協議会（以下「本会」という）と称する。本会の事務局は、公益社団法人福井県法人会連合会（以下「県法連」という）がこれに当たる。

(組 織)

第2条 本会は県下各法人会（福井、敦賀、南越、小浜、奥越、坂井）の女性部会（以下「各女性部会」という）により組織する。

(目 的)

第3条 本会は各女性部会が相互に緊密な連携を深め、女性部会の健全な発展に資するとともに、法人会の充実と活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各女性部会の運営に関する情報・意見交換及び連絡調整
- (2) 各女性部会の相互啓発及び親睦を深めるための事業
- (3) 税務及び経営などに必要な研修会・講習会などの開催
- (4) 地域社会貢献活動への積極的参加と本会目的達成のための必要な事業

(協議会委員)

第5条 本会の構成員（以下「協議会委員」という）は各女性部会の正副部会長とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監 事 2名以内

(役員の選考)

第7条 役員を選考は次のとおりとする。

- (1) 会長は、福井法人会女性部会長職にある者とする。
- (2) 副会長は、各女性部会の部会長職にある者及び福井法人会女性部会の副会長職1名とする。
- (3) 監事は、各女性部会の持ち回り制とし、持ち回りの順序は法人会の建制順とする。

(役員の仕事)

- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 監事は本会の事業及び会計の監査を行う。

(役員の仕事)

- 第 9 条 役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。
- 2 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会 議)

- 第 10 条 会議とは連絡協議会及び役員会をいう。
- 2 会議は会長が招集する。
 - 3 定時連絡協議会は毎年 1 回開催し、臨時連絡協議会及び役員会は会長が必要と認めた時に開催する。
 - 4 会議の議長は会長があたる。

(連絡協議会)

- 第 11 条 連絡協議会は第 5 条の協議会委員によって構成し、情報・意見交換等を行うとともに本会の事業に関して必要な事項を決議する。

(役員会)

- 第 12 条 役員会は役員によって構成し、本会の重要な事項を審議するとともに、連絡協議会の議を経た事業を推進する。

(事業年度)

- 第 13 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会 計)

- 第 14 条 本会の運営に必要な経費は各女性部会の会費及び県法連の補助金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 会費の額は連絡協議会の決議によって定める。

(会則変更)

- 第 15 条 会則は連絡協議会において出席者の過半数の同意をもって変更することができる。

附 則

- 1 この会則は平成 15 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 理事及び監事の任期は設立初年度に限り平成 16 年度の総会までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業年度は第 14 条の規定にかかわらず結成総会の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則の変更は平成 29 年 5 月 17 日より施行する。